平成２９年（フ）第８５号
新潟市西区小新大通１丁目３番５号　たんぽぽ荘101号
債務者　井上　直幸
1　決定年月日時　平成29年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７３号
千葉県市川市曽谷７丁目34番５号
債務者　赤松信一郎
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９０号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番10棟101号
債務者　宇都宮典幸
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０２号
千葉県市原市牛久535番地　串田ハイツ７－101
債務者　吉田　亮三
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１９号
千葉市若葉区みつわ台５丁目５番８号　みつわ台ファミリオＡ－３
債務者　金子ひろ子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２６号
千葉県市川市曽谷８丁目10番３号（ディアコート１号）
債務者　小池　大士
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２７号
千葉県船橋市三山３丁目20番４号
債務者　牧野　裕美
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５号
千葉県船橋市楠が山町80番地140
債務者　阿部　敬一
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４６号
千葉県船橋市楠が山町80番地140
債務者　阿部　幸子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４８号
千葉市中央区祐光１丁目32番12号　ＭＫハイム祐光302号
債務者　大木　　康
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５４号
千葉県市原市皆吉1055番地７
債務者　佐藤　　瞳
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２０号
福岡県久留米市東合川９丁目４番31号
債務者　黒岩　信一
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１４６号
千葉県東金市西中80番地５
債務者　木村　和子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４７号
千葉県東金市西中80番地５
債務者　木村　幸代
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４８号
千葉県東金市西中80番地５
債務者　木村　友香
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第４号
千葉県山武市上横地1278番地
債務者　藤崎由紀子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７号
千葉県山武市津辺83番地６　ジュネス１101号
債務者　笹川　　洋
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係